

別表第2（第10条関係）

区分	単位	金額（円）
1 文書料	1 通につき	
イ 国民年金の受給に係る診断書及びこれに類するもの		4,510
ロ 生命保険等の請求に係る診断書及び証明書		3,980
ハ 死亡診断書		3,030
ニ 出生証明書及び死産証書		2,200
ホ 領収証明書		
（イ）証明期間が1月以内のもの		940
（ロ）証明期間が1月を超えるもの		940円に証明期間が1月を超えるごとに200円を加算した額
ヘ 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）に係るものに限る。）		
（イ）主治医診断報告書		5,940
（ロ）医学的検査結果報告書		5,060
（ハ）主治医意見書		3,300
（ニ）療養日数確認証明書		440
ト その他の診断書及び証明書		
（イ）医師による証明を要するものでその内容が複雑なもの		3,030
（ロ）医師による証明を要するものでその内容が簡易なもの		1,780
（ハ）医師による証明を要しないもの		1,170
（ニ）法令等によりその額が定められているもの		当該法令等で定める額
2 洗濯料		
イ 下着、靴下、ハンカチ、タオル、Tシャツ、布おむつその他これらに類するもの		50
ロ 寝巻、襟付きシャツ、運動着、浴衣、バスタオルその他これらに類するもの		110
ハ 上衣、ズボン、スカート、セーター、ワンピースその他これらに類するもの		150
3 自動車使用料		
イ 患者搬送の場合		90
ロ 訪問診療等の場合		20
4 分べん料（1児を1件とし、多胎の場合の2児以上については、時間内料金とする。）	1 件につき	
イ 時間内の場合		250,000
ロ 時間外の場合		260,000
ハ 深夜又は休日の場合		280,000
5 人工妊娠中絶料	1 件につき	
イ 11週まで		
（イ）経産婦		108,600
（ロ）未産婦		117,790
ロ 12週以上		175,000
6 新生児管理料	1 日につき	9,470
7 新生児介補料	1 日につき	
イ 消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第8号に係る場合		4,700
ロ その他の場合		5,170
8 乳児介補料	1 日につき	
イ 消費税法別表第1第8号に係る場合		570
ロ その他の場合		620
9 予防接種料	1 件につき	
イ 予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定によるもの		
（イ）ジフテリア、百日ぜき、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）及びインフルエンザ菌b型（5種混合）		19,530

(ロ)ジフテリア、百日ぜき、破傷風及び急性灰白髄炎（ポリオ）（4種混合）		12,450
(ハ)ジフテリア、百日ぜき及び破傷風（3種混合）		8,270
(ニ)ジフテリア及び破傷風（2種混合）		6,900
(ホ)急性灰白髄炎（ポリオ）		9,630
(ヘ)麻しん及び風しん		12,780
(ト)麻しん		9,320
(チ)風しん		9,320
(リ)日本脳炎		
a 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン製剤を使用するもの		8,270
b その他のもの		7,420
(ヌ)インフルエンザ		5,350
(ル)結核		9,840
(ヲ)帯状疱疹		20,430
ロ その他のもの		
(イ)水痘		11,200
(ロ)おたふくかぜ		8,170
(ハ)B型肝炎		8,800
(ニ)細菌性髄膜炎		9,950
(ホ)子宮頸がん		16,750
(ヘ)肺炎球菌性肺炎		9,950
(ト)ロタウイルス胃腸炎		15,040
(チ)RSウイルス		24,810
10 ウイルス抗体価検査料	1項目につき	860
11 医療相談料	1件につき	
イ 女性健康相談（相談時間は30分以内とする。）		5,500
ロ セカンドオピニオン（診断及び治療法について、主治医以外の医師が提示する医療上の意見をいう。相談時間は1時間以内とする。）		11,000
12 生命保険等に係る医師面談料	1件30分につき	5,500
13 駐車場の使用料	1台につき	駐車場の運営管理委託契約に定める額
14 診察券の再交付料	1枚につき	200
15 エックス線等フィルムの複写料及び複製料	1枚につき	
イ 複写料		
(イ)半切		790
(ロ)大角		600
(ハ)大四ツ切		570
(ニ)四ツ切		490
(ホ)六ツ切		470
(ヘ)B4		730
ロ 複製料		
(イ)光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）		850
16 薬剤容器料	1個につき	
イ 大（容量300cc以上）		60
ロ 中（容量30cc以上300cc未満）		50
ハ 小（容量30cc未満）		40
17 製氷器使用料	1回につき	50
18 電気機器使用料	1日につき	80
19 その他療養の給付に直接関係のないサービス等（実費徴収できるものに限る。）	1件につき	実費に相当する額

20 特別室の使用	1 日につき	
イ 消費税法別表第1第8号に係る場合		
(イ) S室		11,000
(ロ) S 3 東室		10,000
(ハ) A室		6,000
(ニ) C室		4,000
ロ その他の場合		
(イ) S室		12,100
(ロ) S 3 東室		11,000
(ハ) A室		6,600
(ニ) C室		4,400
21 非紹介患者の初診		
イ 消費税法別表第1第8号に係る場合	1 回につき	7,000
ロ その他の場合	1 回につき	7,700
22 非紹介患者の再診		
イ 消費税法別表第1第8号に係る場合	1 回につき	3,000
ロ その他の場合	1 回につき	3,300
23 入院期間が180日を超える入院		
イ 消費税法別表第1第8号に係る場合	1 日につき	2,530
ロ その他の場合	1 日につき	2,783
24 腹腔鏡下広汎子宮全摘術	1 回につき	705,000
25 上皮性卵巣癌・卵管癌・腹膜原発癌に対するパクリタキセル 毎週静脈内投与併用カルボプラチン3週毎腹腔内投与	1 回につき	800,000以下
26 ヘリコバクターピロリ除菌療法		
イ 検査料	1 回につき	50,000以下
内視鏡（生検）培養法にてピロリ菌の薬剤感受性検査（検査 のみで終了する場合）		
ロ 検査除菌料		70,000以下
内視鏡（生検）培養法にてピロリ菌の薬剤感受性検査（ピロ リ菌陽性となり除菌治療を行い除菌の成否判定）		
ハ 除菌料		30,000以下
除菌に成功せず三次除菌及び四次除菌の場合		
27 プロウペス腔用剤挿入料	1 回につき	37,840
28 付添食	1 食につき	506
29 頭皮冷却装置	1 回につき	17,500
30 和痛分娩管理料		100,000

備考

1 時間内とは午前8時30分から午後5時15分までの時間を、時間外とは時間内及び深夜以外の時間を、深夜とは午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。ただし、土曜日にあつては、深夜以外の時間については時間外とする。

2 休日とは、前号に規定する時間区分にかかわらず、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。